

平成29年11月29日

# 今治市都市計画審議会議事録

都市建設部都市政策課

日 時 : 平成 29 年 11 月 29 日 (水) 午後 1 時 30 分～午後 2 時 20 分

場 所 : 今治市役所 第 2 別館 11 階 特別会議室 1、2 号

議 案 : 議案第 1 号 今治広域都市計画下水道の変更について  
報告第 1 号 今治広域都市計画区域マスタープラン (案)  
菊間都市計画区域マスタープラン (案) について

(出席委員) (五十音順)

青野正人

柏谷増男

近藤貞明

重松眞司

田中 弘

寺井政博

濱岡 愛

檜垣清隆

堀田順人

鳥羽保行

村岡祥多  
(竹田丈二委員の代理)

矢野雄嗣

以上 12 名

## 午後 1 時 30 分 開 会

### 都市建設部長

お待たせいたしました。お時間が参りましたので、ただいまより、平成 29 年度第 2 回の今治市都市計画審議会を開催させていただきます。私、都市建設部長の垣谷でございます。よろしくお願いいたします。まず初めに、本日の審議会では、代理出席の方がいらっしゃいますのでご紹介させていただきます。愛媛県今治警察署長、竹田丈二様代理の交通調査官でいらっしゃいます村岡祥多様でございます。

(委員挨拶)

### 都市建設部長

どうぞよろしくお願いいたします。また本日は、越智今治農業協同組合代表理事理事長、黒川俊継委員さま、今治市建築士会今治支部副支部長、近藤佳代委員さまが、所用のため欠席されております。また、井村委員さまがまだお見えになっておりませんが、後ほどご出席いただけることになっております。従いまして、ただいまの出席委員の数は、12 名でございます。当審議会条例にあります、開催に必要な定員でございます過半数を満たしておりますので、これより、当審議会を開催いたします。それでは、近藤会長より当審議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶をいただきたいと存じます。

### 近藤会長

皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、審議会に出席いただきましてありがとうございます。また、足元の悪い中ありがとうございます。さて、今年の 6 月に今年度の第 1 回の審議会を開催させていただいて、あっという間にもう今年もほぼあと 1 ヶ月ということになっております。今年は今治市にとっても何かと全国的に報道される、騒がれた年でもありました。同じ事実関係であっても各々の立場で評価が全く変わるのだなというのを実感した年でもありました。さて、本日の審議会議案は 2 つありまして、1 つ目が前回ご審議いただきました今治広域都市計画下水道の変更について、説明会、縦覧の手続きを経ましたので改めてご審議いただくこととなります。2 つ目が区域マスタープランの経過報告を受ける予定となっております。いずれの事柄も少子高齢化の中で社会の深いところで静かに進んでいる事柄に対してコンパクト化、スリム化などの目的に合わせて対応しないといけない、或いは晴れている日に雨の日のことを考えないといけないというような計画だと思えます。そういう意味では先ほど今治市が騒がれたもののように世間の脚光を浴びるものではありませんが、ただ、片方で皆さん委員の方はじめ、おられる立場によって評価や意見が変わるといふところでは同じものかもしれません。本日委員の皆様方には忌憚のないご審議をお願いしまして、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

### 都市建設部長

ありがとうございました。それでは、今治市都市計画審議会条例第6条第1項によりまして、近藤会長に議事進行をお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

**近藤会長**

それでは早速ですが、これより議事を進めて参ります。まず、議事録署名人の指名をさせていただきます。青野委員さんと田中委員さんのご両名を指名させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。次に議事録の公開についてお諮りいたします。今治市の「附属機関等に関する基本指針」により、議事録については原則公開とし、会議終了後、市のホームページに掲載することとしておりますが、委員の皆様自由に発言していただくために、発言者の氏名については公表しないこととしたいのですが、いかがでしょうか。

**委員**

異議なし。

**近藤会長**

はい。異議なしとのご発声をいただきました。それでは、議事録については、発言される方の氏名を伏せて、一部公開とさせていただくことといたします。それでは、議案の中身に入りたいと思っております。議案第1号「今治広域都市計画下水道の変更について」に移ります。事務局から説明を求めます。

**都市計画課長**

都市政策課長の曾我部でございます。どうぞ宜しくお願いいたします。座ったままでご説明させていただきます。計画内容の説明につきましては、前方のスライドで行いますので、スクリーンをご覧くださいませよう、よろしくお願いいたします。

それでは、「議案第1号 今治広域都市計画下水道の変更について」ご説明いたします。本議案は、今治広域都市計画下水道の今治公共下水道に、桜井地区を中心とした市街化区域、約206haを追加する案件でございます。今治市が決定する都市計画となっておりますので、本審議会におきまして、ご審議をお願いいたします。

まず初めに、下水道の役割について、ご説明いたします。下水道は、市民が健康で安全かつ快適な生活を送る上で、必要不可欠な都市基盤施設であり、主には次の3つの役割を果たしております。1つ目は、生活環境の改善です。トイレやお風呂の水など、日常生活で発生する汚水を速やかに排除し、快適で衛生的な生活環境を作ります。2つ目は、自然環境の保全です。汚れた水を浄化して、川や海の水質汚濁を防止し、自然環境を保全いたします。3つ目は、都市の浸水対策です。降った雨水を速やかに河川や海へ流して、市街地の浸水被害を軽減いたします。つぎに、下水道の種類でございます。1つ目は、市街地における下水を処理するために、市が管理する「公共下水道」でございます。2つ目は、複数の市町村にまたがる下水を処理するために、都道府県が管理する「流域下水道」でございます。3つ目は、主に市街地の雨水対策を目的とする「都市下水路」でございます。以上、3種類の下水道の

うち、本日ご審議いただきます「今治広域都市計画下水道」は、1つ目の「公共下水道」でございます。今治広域都市計画下水道には、3つの排水区域がございます。旧今治市を排水区域とする「今治公共下水道」、旧今治市波止浜地区と旧波方町樋口地区などを排水区域とする「北部公共下水道」、旧大西町の市街地を排水区域とする「大西公共下水道」でございます。今回の変更は、1つ目の「今治公共下水道」について行ないません。現在、今治公共下水道は、地形などを考慮して5つの処理系統から構成されています。今回、新たに「東部処理系統」を追加して、6つの処理系統で構成されることとなります。

それでは、今治公共下水道の概要について、簡単にご説明いたします。下水道の整備は、戦災復興土地区画整理事業の進捗に併せ、昭和28年に事業着手いたしました。都市計画への位置づけは、昭和33年に「今治都市計画下水道」として、約266haを計画決定したのが始まりでございます。その後、昭和47年には終末処理場を有する計画への変更を行いました。昭和49年に、「今治広域都市計画下水道」へ名称変更し、昭和51年5月に供用を開始した今治下水浄化センターにより、本格的な汚水処理を行なっております。現在は、平成13年5月に計画変更いたしました排水区域面積約1,656haについて計画的な整備を進めているところでございます。

それでは、計画変更の内容についてご説明いたします。変更理由でございますが、都市の健全な発展と、生活環境の改善、並びに浸水防除を図ることを目的とし、頓田川右岸側に位置する、主に桜井地区を中心とした今治市東部地域の市街化区域、約206haを、東部処理系統として今治公共下水道に追加するものでございます。こちらは、変更前後を対比した「今治広域都市計画下水道の変更内訳表」でございます。この表は、お手元の資料2ページと同じものです。表の中央より左側が変更前、右側が変更後となっております。また、変更箇所を赤色でお示しいたしております。こちらは、先程お示ししました内訳表の内、変更のある項目についての一覧でございます。今治公共下水道につきましては、「排水区域を変更」、「下水道管渠の幹線表示を廃止」、「汚水ポンプ場を追加」、「雨水ポンプ場を追加」いたします。また、桜井都市下水路といたしまして、「都市計画桜井都市下水路を廃止」いたします。以上の5項目が、今回の主な変更内容でございます。それでは、項目の1から順にご説明いたします。まず、「1、排水区域の変更」でございます。今治公共下水道に、東部処理系統約206haを追加し、排水区域面積を1,862haに拡張いたします。こちらが、今治広域都市計画下水道「今治公共下水道」の「総括図」でございます。現在、都市計画決定されております区域は、頓田川左岸側の緑色で縁取りされた1,656haでございます。今回追加する区域は、頓田川右岸側の赤色で縁取りされた区域でございます。こちらが、「今治公共下水道東部処理系統」の拡大図でございます。今回追加する区域は、赤色で縁取りしております約206ha、桜井・郷桜井・唐子台・国分・古国分・東村南の市街化区域でございます。汚水区域、雨水区域ともに同じでございます。続きまして、「2、下水道管渠の幹線表示の廃止」についてご説明いたします。都市計画決定運用指針に基づきまして、排水区域面積が1,000ha未満である立花排水第1汚水幹線の幹線管渠表示を廃止いたします。位置でございますが、今治市東鳥生町五丁目の立花中継ポンプ場に流入する幹線管渠で、赤色でお示しした箇所でございます。こちらが計画図でございます。黄色の矢印でお示ししている箇所が、「立花排水第1汚水幹線」でございます。本幹線は、主に鳥生・立花地区の「約601ha」の汚水が、立花中継ポンプ場

へ流入するための主要な管渠で、現在、約 20m が計画決定され、すでに建設され、使われております。今回の変更は、都市計画の事務の簡素化、合理化を図るため、平成 8 年に、計画決定が必要な管渠の排水区域面積が、100ha から 1,000ha に緩和されたことに伴うものでございます。都市計画決定の手続き上、幹線管渠の表示を廃止いたします。なお、管渠そのものは、今後も使用していく必要がございますので、廃止や撤去をしようとするものではございません。続きまして、「3 汚水ポンプ場の追加」についてご説明いたします。東部処理系統約 206ha の汚水を、今治下水浄化センターへ送るために必要となります、東部中継ポンプ場を追加いたします。汚水中継ポンプ場を効果的に配置することで、下水道管の埋設深さを浅くすることが可能となります。「東部中継ポンプ場」の位置は、頓田川の河口から約 800m 上流の左岸側で、赤色でお示しした箇所でございます。こちらが、計画図でございます。位置は、今治市東村四丁目、敷地面積は 1,100m<sup>2</sup>でございます。東部処理系統の汚水は、頓田川を下越しするために、深い位置で東部中継ポンプ場へ流入します。ポンプでくみ上げられた汚水は、道路に埋設する下水道管に送り出されて、最終的に今治下水浄化センターで処理されます。こちらが、施設平面図でございます。施設の詳細な設計前でございますが、基本的な内容をご説明いたします。口径φ100mm のポンプ 4 台を設置し、そのポンプを格納する建屋、土壌脱臭床の施設、その他、管理用の場内道路などを整備し、赤線で囲んでおります敷地面積約 1,100m<sup>2</sup> について都市計画決定いたします。続きまして、「4 雨水ポンプ場の追加」についてご説明いたします。桜井都市下水路の雨水施設として建設した「桜井排水ポンプ場」は、引き続き雨水ポンプ場として必要な施設でございますので、都市下水路から公共下水道に転用し、今治公共下水道に追加いたします。「桜井排水ポンプ場」は、東部処理系統のほぼ中央に位置しております、赤色でお示しした箇所でございます。こちらが、計画図でございます。位置は、今治市桜井一丁目、敷地面積は 3,900m<sup>2</sup>でございます。桜井漁港の北側に建設されております。こちらは、「桜井排水ポンプ場」の写真でございます。この施設は、雨水ポンプ場として、昭和 57 年に運転開始し、平成 24 年には、機械・電気設備等の改修が行われております。こちらが、施設平面図でございます。計画されている 5 基のポンプの内、現在稼働中のポンプは、口径φ900mm のポンプが 1 基、口径φ500mm のポンプが 1 基でございます。網掛けで示しております残り 3 基のポンプにつきましては、雨水管の整備状況に合わせて、段階的に整備していく予定でございます。ポンプや電気設備を格納する建屋、自動除塵機と流入ゲートを有する沈砂施設、その他、管理用の場内道路など、赤線で囲んでおります敷地面積約 3,900m<sup>2</sup> について都市計画決定いたします。続きまして、「5 都市計画桜井都市下水路の廃止」についてご説明いたします。桜井都市下水路は、下水道の種類 3 番目、「公共下水道に先立って、市街地の雨水対策をする都市下水路」でございます。桜井都市下水路は、今治公共下水道の雨水施設として整備しますので、廃止いたします。なお、今治公共下水道は、市街化区域を対象としておりますことから、黄色でお示ししております市街化調整区域につきましては、計画決定上廃止いたします。以上が、今治広域都市計画下水道の変更内容でございます。

次に、説明会の開催概要をご説明いたします。広く市民の意見を求めるために、平成 29 年 7 月 13 日の午後 2 時からと同日の午後 7 時からの 2 回、今治市民会館大会議室において説明会を開催し、1 回目に 13 名、2 回目に 12 名、合計 25 名のご参加をいただきました。こ

ちらは、その時の状況写真でございます。本計画に關しましての意見等はございませんでした。また、質問が1件ございました。「工事がいつ頃から始まる予定か知りたい」とのご質問に対して、「現在は、都市計画決定の手続き中であり、法手続きが完了したのちに実施設計を行い、工事はその後になります。したがって、工事は平成31年度以降の予定です。」と回答させていただきました。

次に、公聴会についてご説明いたします。今治市都市計画公聴会規則に基づき、平成29年7月7日から21日までの15日間、今治市都市政策課において公聴会縦覧を行い、公述申出書の受付をさせていただきました。縦覧者数は6名でございました。公述申出書の提出はございませんでしたので、公聴会は中止いたしました。次に、都市計画法第17条第1項に定めるところの案の縦覧を、平成29年10月11日から10月25日までの15日間、今治市都市政策課において行いました。縦覧者数は14名で、意見書の提出はございませんでした。以上が、都市計画決定の手続きに関する住民周知結果でございます。

今後の手続きでございますが、当審議会でご審議いただいた後、愛媛県との協議を経て、今治市において都市計画変更告示を行う予定でございます。

以上で、「議案第1号今治広域都市計画下水道の変更」について、ご説明を終わらせていただきます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

#### 近藤会長

ありがとうございました。以上で、事務局の説明は終わりました。まずご意見というよりも何か確認、質問等ございますか。前回6月30日にご審議いただいたものを送り出して説明会、縦覧をしてまた今手元に戻ってきた案ということになっておりますが、改めて確認、質問等はございませんでしょうか。

その他、意見等はございませんか。

#### 近藤会長

ご意見がないようですので、本議案につきましては、原案のとおり答申することにご異議ございませんでしょうか。

#### 委員

異議なし。

#### 近藤会長

それでは、議案第1号「今治広域都市計画下水道の変更について」は、原案のとおり答申することに決定いたしました。

続きまして、報告に移ります。報告第1号「今治広域都市計画区域マスタープラン(案)、菊間都市計画区域マスタープラン(案)について」の説明を事務局より求めます。

#### 都市政策課長

座ったままでご説明させていただきます。引き続き、説明は前方のスライドで行いますの

で、スクリーンをご覧くださいませよう、お願いいたします。

「報告第1号今治広域都市計画区域マスタープラン(案)菊間都市計画区域マスタープラン(案)について」ご説明いたします。都市計画区域マスタープランは、都市計画法第6条の2に基づき、都道府県が広域的見地から、都市計画の基本方針であります「都市計画区域の整備・開発及び保全の方針」を定めるものでございます。愛媛県の都市計画区域マスタープランは、県が長期的、広域的な視点に立ち、おおむね20年後の都市の姿を展望したうえで、これから目指すべき「まちづくりの方針」を示すものとなっております、本市の都市計画にとっては上位計画となるものでございます。

まず、「都市計画区域マスタープラン」の位置付けでございますが、上位計画に、国が定める国土づくりの方向性を示した「国土形成計画」、県が定める「愛媛県長期計画」、「地域防災計画」、そして「市の総合計画」などがあります。これら上位計画と整合を図りながら、都市計画区域を対象とした「都市計画区域マスタープラン」を、愛媛県が定めます。これに即した都市計画として、市が作成する「今治市都市計画マスタープラン」、並びに「個別の都市計画」が定められます。「個別の都市計画」とは、先ほどご審議いただきました、都市計画下水道や、道路、公園などの都市施設、また、用途地域などを定めるものでございます。

現在の都市計画区域マスタープランは、平成16年5月に愛媛県が策定し、約13年が経過しております。その間、今治市を取り巻く人口減少等の社会経済情勢も大きく変化し、近年増加傾向にある土砂災害や南海トラフ地震への備えなど、防災減災への取り組みについても推進する必要が生じてきておりますことから、愛媛県が県下の都市計画区域を順に見直しているものでございます。愛媛県の都市計画区域でございますが、図にお示ししますとおり、県内には、20市町のうち17市町において、14の「都市計画区域」があります。赤の斜線で示しております箇所が線引きされている都市計画区域、緑色の斜線で示しております箇所が非線引きの区域となっております。また、県内人口の約9割がこの「都市計画区域内」に住んでいます。今治市には、赤色でお示ししております「今治広域都市計画区域」、緑色でお示ししております「菊間都市計画区域」の2つの都市計画区域があります。「菊間都市計画区域」は「今治広域都市計画区域」と隣接しておりますが、これまでと同様に、単独で「菊間都市計画区域」が設定されています。「今治広域都市計画区域」は、旧今治市の全部と、旧朝倉村、旧玉川町、旧大西町、旧波方町のそれぞれ各一部が計画区域で、市街化区域、市街化調整区域の線引きを有する都市計画区域でございます。また、「菊間都市計画区域」は、旧菊間町の一部が計画区域で、非線引きの都市計画区域となっております。

次に、「都市計画区域マスタープラン」の構成についてご説明いたします。都市計画区域マスタープランは、現在の全6章に第7章を新設して、7つの章で構成いたします。第1章は「都市計画の目標」です。第2章は、「区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針」です。第3章は、「土地利用に関する主要な都市計画の決定方針」です。第4章は、「都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針」です。第5章は、「市街地開発事業等に関する主要な都市計画の決定方針」です。第6章は、「自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定方針」です。ここまでの第1章から第6章までで、現在の計画は構成されておりますが、都市施設や市街地開発などの整備状況に応じた時点修正のほかに、社会経済情勢の変化に対応するため、コンパクトなまちづくりを進めていくための修正を加



えております。また、今回、新たに第7章「災害に強いまちづくりのための都市計画の決定方針」を加え、防災・減災のための方針を記載します。それでは、愛媛県が現在策定中である、都市計画区域マスタープランの内容についてご説明いたします。説明方法につきましては、お手元の資料12ページと13ページに掲載しております「今治広域都市計画区域」と「菊間都市計画区域」の概要版に沿って、共通するところもございますので、併せてご説明させていただきます。

初めに、第1章「都市計画の目標」でございます。ここでは、基本理念を記載します。今治市の総合計画と整合を図り、「瀬戸内海地域の中核を担う広域交流都市として、今ある地域資源に磨きをかけ、まちの魅力を高めることで、住んでいる人が幸せを感じるとともに、だれもがずっと住み続けたい、暮らしたいと思えるまちづくりを目指す。」としております。こちらは、「今治広域都市計画区域」のイメージ図です。高速道路、国道、県道、鉄道などの軸があり、インターチェンジ、駅などの交通拠点、都市及び生活拠点や、災害時の避難場所となる公園などの防災拠点を示しております。こちらは、「菊間都市計画区域」のイメージ図です。国道や鉄道などの軸や生活拠点、工業地の産業拠点、公園などの防災拠点を示しております。

次に、第2章「区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針」についてでございますが、本章につきましては、現計画に変更はありません。「今治広域都市計画区域」につきましては、現計画と同様、区域区分を定めます。「菊間都市計画区域」も、現計画に変更ございません。区域区分は定めないこととしております。

次に、第3章「土地利用に関する主要な都市計画の決定方針」についてでございます。本章は、住宅地、商業地、工業地など主要な用途の配置の方針を記載しております。こちらは、今治広域都市計画区域です。良好な都市環境を形成するため、緑色・うすい黄色の住居系地域、橙色の商業系地域、青色の工業系地域の各用途地域が指定されています。こちらは、菊間都市計画区域です。緑色・うすい黄色の住居系地域、橙色の商業系地域、青色の工業系地域の各用途地域が指定されています。本章では、主に土地利用の方針を記載しております。都市拠点等のある一定の区域に居住や都市機能の立地を誘導する集約型都市構造の構築によって、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを推進すること。JR今治駅から今治港や、菊間都市計画区域についてはJR菊間駅周辺の、中心市街地においては、行政、文化、商業等の都市機能と居住機能が集積し、圏域の中核となる景観にも優れた魅力ある都市拠点の形成を図ること。生活拠点となる市街地においては、良好な住環境を備えた住宅地の形成を図り、市街地全体としてまとまりのある土地利用を図ること。造船業をはじめとする地場産業、菊間のエネルギー産業を中心とした産業拠点の形成を図ること。以上でございます。

次に、第4章「都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針」でございます。本章には、今治市定住自立圏の中心、あるいは、菊間都市計画区域については、松山広域都市計画区域と今治広域都市計画区域のほぼ中央部に位置する都市として、本区域内外の交流・連携・発展を促進する効率的で円滑な総合交通体系の実現に努めること。公共交通機関や自転車の利用促進を図り、二酸化炭素の排出抑制による環境負荷が小さく低炭素なまちづくりに努めること。公的不動産の有効活用や公共施設の計画的な老朽化対策、民間との連携によ

る施設の更新や適切な維持管理を検討すること。以上の方針が示されております。

次に、第5章「市街地開発事業等に関する都市計画の決定方針」でございます。ここでは、市街地開発や地区計画など、計画的なまちづくりに関する方針を定めます。まず、今治広域都市計画区域でございますが、JR今治駅周辺等の都市拠点においては、圏域の中心として、都市機能の充実や魅力的な都市景観の形成を図るため、地区計画によるまちづくりや市街地再開発事業等を推進すること。生活拠点となる市街地においては、地区計画や面的整備手法等を活用し、良好な住宅地形成に努めること。菊間都市計画区域におきましては、魅力ある定住の場を形成し、良好な商業空間や住空間の市街地形成を進めるため、市街地開発事業や地区計画制度等、適切な手法の導入を検討すること。以上が、市街地開発事業等の主な方針でございます。

次に、第6章「自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定方針」でございます。今治広域都市計画区域でございますが、美しい瀬戸内海の景観を有する来島地区等の海浜地域を中心としたレクリエーション資源や、自転車や徒歩で渡れる瀬戸内しまなみ海道を活かした、個性ある観光・レクリエーションの振興を図ること。菊間都市計画区域におきましては、自然、歴史、文化等の特色を活かした都市環境の形成を目指し、伝統の伝承と文化の発信の拠点となる、瓦のふるさと公園を核とした、観光・レクリエーションの振興を図るとともに、森林・農地・海岸及び河川等の緑地空間や親水空間を活用した、個性と潤いある魅力的な都市空間の形成を図ることとしております。

続きまして、今回の変更で追加しました、第7章「災害に強いまちづくりのための都市計画の決定方針」についてご説明します。東日本大震災の教訓を踏まえて、南海トラフ地震の被害想定や津波など各種ハザードマップが公表されております。また、近年、集中豪雨による土砂災害や河川災害が発生し、激甚化の傾向が増えていることから、防災・減災、さらには復興準備の取り組みが一層求められております。第7章では、南海トラフ地震等による大規模な災害から市民と市街地を守るため、避難・救援体制の強化を図るとともに、早期の復旧・復興が可能となるよう「災害に強いまちづくり」に取り組み、地域防災計画と一体となったまちづくりを推進するための方針を記載しています。基本的な方針として、8つの主要な方針を掲げております。1つめは、災害発生時に住宅地への影響を最小限とするため、住宅地や工業地が混在する地域での住工分離などの適切な用途の配置等を推進すること。2つめは、市街地の建築物について、耐震診断をはじめ、耐震性の確保と燃えにくい構造への転換を推進すること。3つめは、大規模盛土造成地や液状化の可能性のある地盤の宅地防災等を検討すること。4つめは、災害時の円滑な避難、緊急支援物資の輸送や避難場所等の確保のため、都市施設の整備を推進すること。5つめは、火災の延焼を遮断する街路や公園などの延焼防止空間の整備を推進すること。6つめは、災害から人命や財産などを守る、河川、海岸、砂防等の防御施設の整備を推進すること。7つめは、密集市街地の解消や老朽化した危険空家等の除却を推進すること。8つめは、今後発生の可能性のある大規模な災害に備え、平時から被災後の復興まちづくりを見越した計画を検討するなど、復興準備に取り組んでいくこと。これから整備を予定する主な施設等につきましては、災害時の緊急輸送道路や避難路の整備、浸水対策のための、河川や公共下水道の整備、公共施設の耐震化の推進、避難場所や防災活動拠点となる、都市公園の機能強化などがございます。以上が、第7章「災害

に強いまちづくり」の基本方針でございます。

次に、愛媛県が進めております法手続きの概要でございます。まず、住民説明会でございますが、今治広域都市計画区域は、平成 29 年 11 月 1 日に、今治市総合福祉センター「愛らんど今治」4 階多目的ホールで説明会を開催し、10 名の参加がありました。菊間都市計画区域は、平成 29 年 10 月 31 日に、亀岡学習センター 2 階大ホールで説明会を開催し、8 名の参加がありました。いずれも、本計画に関しましての意見等はございませんでした。

次に、公聴会でございます。11 月 15 日までの 公述申出書の受付に対しまして、公述申出書の提出はございませんでしたので、公聴会は中止になっております。

最後に、今後の手続きについてご説明いたします。お手元の資料 14 ページにもございますように、都市計画区域マスタープランは、愛媛県が定める計画となっておりますので、今後も手続きは県が進めて参ります。従いまして、県が国との事前協議、案の公告・縦覧を行なった後、本市への意見聴取があります。県への回答に際しまして、今治市都市計画審議会のご意見をお伺いする予定でございます。愛媛県都市計画審議会、国土交通大臣協議が行なわれた後、愛媛県が都市計画決定（変更）の告示を行なう予定でございます。この「都市計画区域マスタープラン」は、「今治市都市計画マスタープラン」の上位計画でございます。県の都市計画の手続きが終わった後は、これに即した計画策定を行なうこととなりますので、「今治市都市計画マスタープラン」の変更の手続きにつきましても、順次、必要な手続きを進めて参りたいと考えております。

以上で、「報告第 1 号今治広域都市計画区域マスタープラン（案）、菊間都市計画区域マスタープラン（案）」のご報告を終わらせていただきます。

#### 近藤会長

ありがとうございました。私ははじめ、今日の議案のお話をいただいたときにこの議案はどういう意味で報告になるのかと思ったのですが、今後の手続きで説明があったように愛媛県で原案を作られていて、こういう内容で今進んでいますと、各関係する市の方に情報が来て本日ご報告を受けている。それで、最終的には愛媛県としてはこういう案を作ったのだけれど、今治市としてはどうですかという意見を求められるというのが来年の 5 月頃という流れになっております。現時点では今日この議案としてはご報告ということになります。現時点で愛媛県として原案を作っている中で、質問や今治市地元側としてはこういうことを確認しておきたい、或いはこういう意見があるのだというようなことはございますか。都市計画というのは上位、下位いろんな計画があって、法律屋がいうのもなんですけど、いろいろな段取りが必要であるということですが、何かご意見等ございませんか。

#### A 委員

自治会員の 1 人として質問ではありませんが、要請という形でお願いできたらと思います。7 章に災害に強いまちづくりとございましたが、連合自治会で平成 23 年から災害に強いまちづくりの推進というのを重点目標として掲げております。そして阪神淡路大震災の経験を生かしまして、防災に取り組んでおります。もちろんその他幅広く自治体活動は行っておりますけれども、今後も防災というのは非常に重要な位置と定めて活躍をしていただい

おります。そしてその中ではまず自分の命は自分で守る。そしてあと家族、或いは近隣については、お互いに協力するという自助共助というのを絶えず訓練や研修をしていただいております。それは、今治市 27 地区それぞれ自主防災隊を結成しております。そうした中で、これから先は避難所の運営というのを全国的にも言われておりますけれど、その避難所運営、それから維持ということに現在取り組んでおります。先の台風 18 号にもありましたように各今治市内には指定避難所がございます。洪水のためにその避難所も使用できない場合もあったようでございます。そういう例もございますのでどうか避難施設の充実強化に特に力を入れていただけたらと思います。そして備蓄施設についても強化していただきたい。我々のできる範囲は自助共助ということで、隣近所からはじめて防災意識を高揚することによって頑張っておりますのでどうかその件、特に避難所についての充実強化、その中にはトイレ等の問題もありますし、いろいろありますけれども避難所施設についての強化をお願いできればと思っております。

**近藤会長**

ただいま地域地区の自治会の委員さんから貴重なご意見をいただきました。今後、県或いは市の計画にも入ってくるかと思っておりますので、今のご意見を汲み上げて策定していただけたらと思います。

そのほか何かご意見ございますでしょうか。

**近藤会長**

他にご意見もないようです。本議題は報告案件でございますので、以上で「報告第 1 号今治広域都市計画区域マスタープラン（案）、菊間都市計画区域マスタープラン（案）について」を終わります。

以上をもちまして、本日の審議はすべて終了いたしました。それでは、これにて、平成 29 年度第 2 回の都市計画審議会を閉会いたします。どうもご協力ありがとうございました。

《 閉 会 》

午後 2 時 20 分 閉 会